

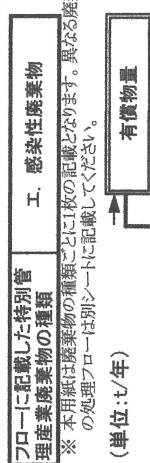
## 備考

- 1 この様式は、前年度(令和3年度)の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成し、提出してください。  
また、前年度(令和3年度)の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン未満の事業場にあっては、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業へ参加するにあたり、事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
- 2 当該年度(令和4年度)の6月30日までに提出してください。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入してください。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類(中分類)の区分を記入してください。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入してください。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入してください。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入してください。なお、中間処理を行うことにより、特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量を含めて記入してください。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入してください。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度(令和3年度)の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入してください。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入してください。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入してください。
- 9 ※欄には、何も記入しないでください。

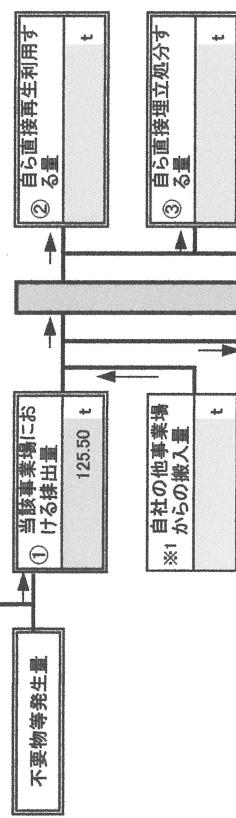


別紙処理7日

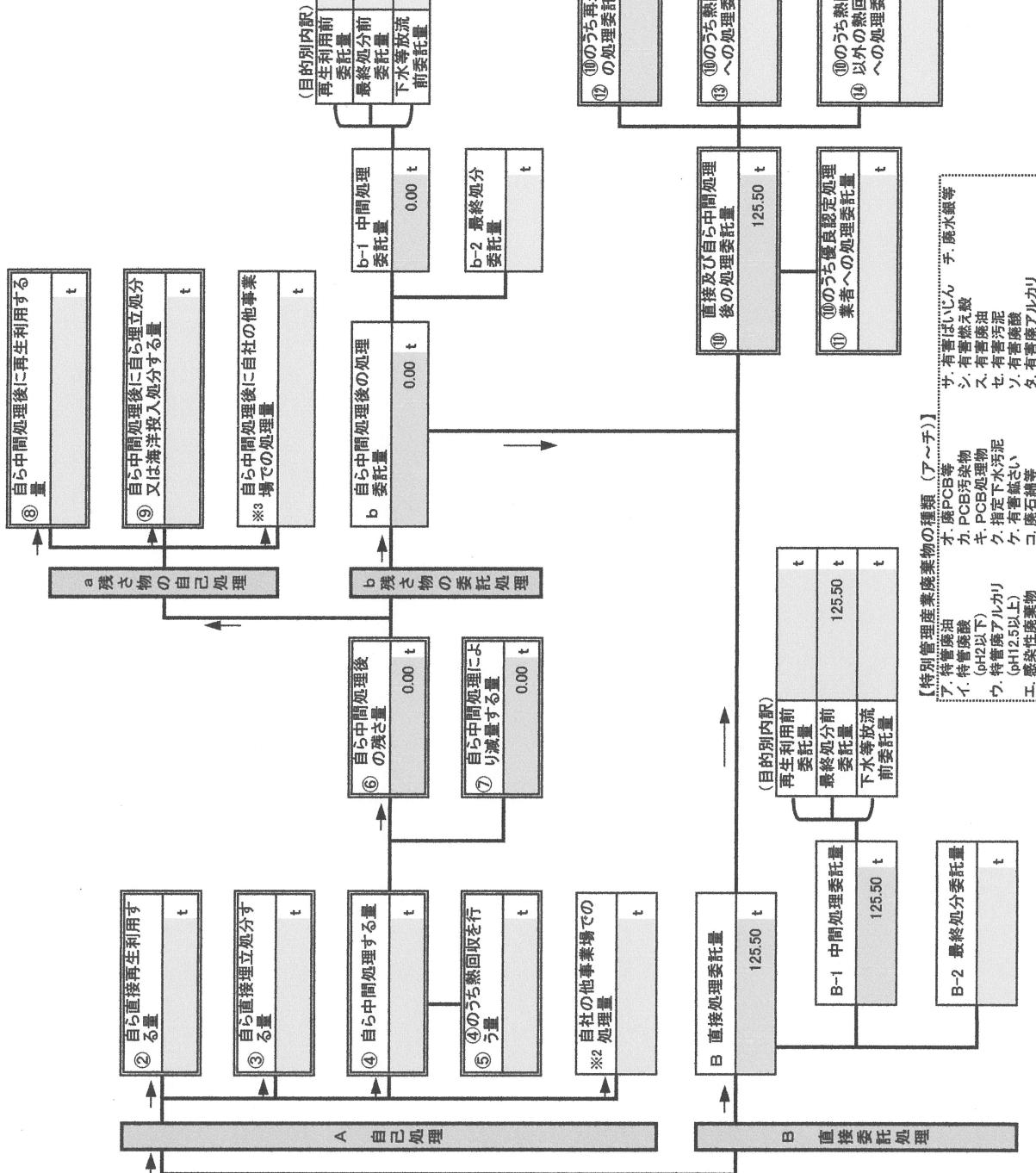
令和4年度発生する特別管理産業廃棄物ごとの目標量と処理計画



有償物量  
(単位:t/年)



#### A 自己处理



(注)右上のプロレーには、令和4年度の目標量を記載して下さい。下の表には、令和3年度実績を記載してくださいます。なお、機械式5でデータ反映・印刷ツールを使用するところに「データ反映されます」

項目	令和3年度実績
① 排出量	125.50 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩ 全処理委託量	125.50 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.00 t
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	62.14 t
⑭ 熱回収業者への処理委託量	63.36 t

ア.特管等第Ⅰ油	才.魔PCB等	サ.有害な燃え物	子.廃水鐵等
イ.特管等第Ⅱ油 (H2以下)	パ.魔PCB汚染物	シ.有害な油	シ.有害な汚泥
ウ.特管等第Ⅲ油 (H3以上)	キ.魔PCB汚染物	ス.指定下水汚泥	セ.有害な泥
エ.特管等第Ⅳ油 (H4以上)	ク.魔PCB等	タ.有害なアルカリ	タ.有害なアルカリ
オ.特管等第Ⅴ油 (H5以上)	ム.魔PCB等	コ.有害な酸性物質	コ.有害な酸性物質
カ.特管等第Ⅵ油 (H6以上)	メ.魔PCB等	ハ.有害な有機物	ハ.有害な有機物

ア.特管等第Ⅰ油	才.魔PCB等	サ.有害な燃え物	子.廃水鐵等
イ.特管等第Ⅱ油 (H2以下)	パ.魔PCB汚染物	シ.有害な油	シ.有害な汚泥
ウ.特管等第Ⅲ油 (H3以上)	キ.魔PCB汚染物	ス.指定下水汚泥	セ.有害な泥
エ.特管等第Ⅳ油 (H4以上)	ク.魔PCB等	タ.有害なアルカリ	タ.有害なアルカリ
オ.特管等第Ⅴ油 (H5以上)	ム.魔PCB等	コ.有害な酸性物質	コ.有害な酸性物質
カ.特管等第Ⅵ油 (H6以上)	メ.魔PCB等	ハ.有害な有機物	ハ.有害な有機物